

三月号主要記事

才一回大津町議会臨時会開催

大津町の新議員の顔ぶれ決定

建設審議会の開催

農業委員会委員選舉人名簿登載人員の確定

国民年金制度任意加入のおすすめ

農業の曲り角をどう解決するか

木材引取税の課税を怠ると罰金です

大塚円蔵氏の篤志

春の全国火災予防運動実施中

国民健康保険被保険者の資格異動整理を実施します

飼い犬のことについて御注意

税金の滞納はございませんか

矢護川診療所の先生がかわられました

旧軍人軍属等の傷病恩給請求権の時効消滅について

養老院日記

固定資産課税台帳の縦覧を願います

労働講座の開催

熊本児童相談所案内

今年こそ町内から暴力を締めだそう

## 第一回大津町議会臨時会開催 全議案を原案通り可決

第一回大津町議会臨時会は二月二十一日招集されました。開会と同時に西本議長より会期日程を語り引き続き本会議を開きました。本会議に可決された主なる議案は次の通りあります。

## 大津町の新議員の顔ぶれ決定

本年一月三十日執行された大津町議会議員選挙における当選人の住所、氏名は次の通りです。

谷桐字宇阪荒中烟武石緒上西  
本原野田木瀬中藤崎方村本  
茂敏虎清亀日義寅  
一延浩則雄司茂鶴郎男繁勝利  
氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏氏  
町二九三 大津室一一八  
室一〇六 大津七一〇  
陣内二〇三一 岩坂五七八  
大津一四五〇ノ一五  
外牧四〇 平川五〇六  
引水五三六  
西田大歌田酒本仙亀大  
田  
村原黒岡代井波井村  
田海良軍重  
量鶴雄一亀次次藤清政護  
氏氏氏氏氏氏氏  
矢謹川三四八三  
森三九九  
平川一五四  
大津一〇五六  
杉水二六〇七  
大津二三〇  
町三四一  
杉水二六一五  
矢謹川一三一六

建設審議会の開催

二月二十一日に行われた建設審議会の結果建設計画の調整を行つた主なる事業は次の通りであります。

## 農業委員会委員選挙人名簿登載人員の確定

昭和三十六年度農業委員会委員選挙人名簿の登載人員は次の通りである。

男 三四八二人  
女 七二八六人 計 三八〇四人

# 国民年金制度任意加入のおすすめ

A 高年令の方に

皆様が御承知のように国民年金の受付けが始つてすでに三箇月、熊本県における国民年金の加入者は早くも三〇万、大津町では五千を遙かに突破しました。二〇才から五〇才までの人が会社や官庁に勤めてない人即ち公的年金適用をうけてない人は必ずこの制度に加入しなければなりません。又この他五〇才以上五五才までの方は希望によつて国民年金制度に加入することができまます。

この五〇才から五五才までの人はこの制度のために有利にあつかわれておりますので老後の生活の安定のため進んで加入されますようおすすめします。

この方がたは三月三十一日までに加入届を役場へ提出しないとの後国民年金制度に加入出来なくなりますので必ず三月三十一日を忘れないで早目に届出されるようお願いします。

B 若年令任意加入の方に

昨年十月から届出の受け付けがはじまりました国民年金制度の適用も順調にすゝみ各人の国民年金手帳が既に四七〇〇通ばかり来ております。

この制度には農業や漁業や商業を営んでる方がたの他公的年金で保護されている人の配偶者即ち会社や役所に勤めてる方たちの奥さんも希望によつて加入できるようになりました。

国民年金制度に加入して毎月少額の保険料をかけてお

れば母子家庭になつたり身体障害者になつた場合はもちろん老後にあなたの御自身の年金が貰えます。

いつ襲いかかるかも知れない不幸のために又必ずやつてくる老後の生活のためにすゝんで国民年金に加入了しませう。届出の用紙は役場にそなえつてありますので印鑑をお持ちの上厚生課年金係にお出下さい。

C 遺族年金等の受給権者の方に

遺族年金や遺見年金等を貰つている人で国民年金に加入申込でいる人も大津町では多数おられます。御存知ない方があるかと思われますがこの国民年金制度へ加入出来るのは二〇才から五〇才までの公的年金で保護されないとならない方になりますがその他遺族年金や遺見年金などを受給されている方も希望によつて加入できるようになります。

加入すれば遺族年金や遺見年金を貰らないながら、他方国民年金も受ける事ができます。

自分のかけたお金でいつおそれかかるかも知れない数々の不幸や必ずやつて来る老後の生活にそなえるための制度それが国民年金制度です。

役場の係員が詳しく説明いたしますから印鑑持参、早くお届けをすまして下さい。

拠出制だばこ二つで楽臨居

厚生課年金係

## 農業の曲り角をどう解決するか？

### 昭和三十六年度大津町の果樹振興について

貿易自由化による国内農業の輸換は必然的なものとして辯論されている、中央政府に於いても農業改造に関する諸法が立法化されつゝある模様であるが二・三〇町歩の広大なる畠地を有する当町の作付転換は積付期を目前に控え、早急に実施すべきであるとの見地から特に転換作の中核として果樹の振興策を講ずる爲二月十七、十八日の二日間にわたり県果樹試験場菊池分場長田技術を招聘し果樹栽培に関する適地調査を町内三十ヶ所にわたり施行した。

特に果樹は水年作物であり而も所得を生ずるまでかなり長年月を要するものであり転作補償等が容易でないと思われるのと選作の選定を慎重に行い将来の市場性等も考慮し栽培農家の安定化を図るため実施したのである。

調査方法

一、 調査ヶ所附近の果樹を参考とし簡単なる土壤見地及聽取り調査する。

二、 気候風土は、標高を基にし特異な地形等においては

聽取調査とする。

所にわたり施行した。

昭和三十六年度大津町の果樹振興について

尚長田技術の適地調査結果について左記の通りである。

## 大津町における果樹の

### 適地調査結果に対する意見

昭和三十六年二月二十一日

長田一美  
農業試験場菊池分場農技師

一、経 調査年月日 昭和三十六年二月十七・十八日

二、調査ヶ所数 雨留尾外三十一ヶ所

三、環境条件

1. 気象条件 内陸であるため年平均気温はやゝ低く特に冬季の最低気温は(十五)度以下になるとしばしばである。また晴期も選んであり、ひどいところが多い。

年間降雨量もかなり多く、特に山腹地帯では盛年の降雨回数も多い。風では地形が広大なために台風の害を受けやすく、さに特有の季節風が卓越しその害は見逃せない。

2. 土地条件 烟は特に広大であり、台地上の平垣地なしで緩傾斜地が多い。土壌は火山灰土で外く軽く深い。地味な肥沃地から瘠薄地と巾がひらい。りん酸、苦土、マンガンなどの養分も不足やすい所が多い。

3. その他 病害関係としては、煙地における紋羽病の発生が多いので果樹栽培にあつては注意を要する。

#### 四、經營条件

耕種地が多く特に煙地は広大であり、夏季の労力の不足が生じやすい。また開拓地もかなり多い。

五、既設園の経過

(1) タリ 栽培は少いが、クリタマバチに対する抵抗性品種(銀寄など)では相当の収益をおさめている。

(2) ブドウ 一七七年生位のものであり、かなりの成績をあげ、年々増収の一途をたどっている。しかし、技術水準は一般に低く、栽培様式に改善すべき点が多い。

## 昭和三十六年度大津町果樹振興の方針について

一、適地調査の結果に基づき当町に於ける三十六年度の果樹振興の方針を次の通りとする。

(1) くり 町内全地域に適し省力栽培に適し尚之に鋼製用作物を併用する等又需用についても将来有望と思われる所以大山の奨励施設を本年度より実施する。

(2) ぶどう 栽と同じく全地域に適しあるも栽培技術有望と思われる所以大山の奨励施設を本年度より実施する。

大津町における果樹の

(3) ミカン 吹田での幼木は、本冬の寒害でほとんど駄目である。栽培不能地と認める。

(4) ナシ 一園だけであるが、かなりの成績をあげている。一名新植者がある。

(5) リンゴ 三年生以下で相当な栽培面積があるが結果するにはいたっていない。立地条件その他からいつて經濟栽培には適しない。

(6) その他 ソモ一部に栽培され結果している。カキも杉水で僅かに栽培されている。

#### 六、結論

以上の点より産地論的観点から大津町における果樹栽培種類ならびにその栽培推進上の問題点は次のとおりである。

##### 1. 種類

###### イ、クリ 全域に適しており、とりわけ開拓地、

畑作主体地域または遠隔の煙地その他原野の開墾地にむいている。くり園とし或程度の集約管理を行う。草生栽培あるいは牧草間作によつて畜産と結びつける。坂上がモデル園地として最適地である。

ロ、ブドウ 充分な管理の出来る条件下でとりあげる。この場合も畜産との有機的經營が望しい。猿渡、上園、室など既設園を中心とした進める。

(2) 増殖推進上の問題点  
イ、品種を統一し園地を集団させて特産地を形成する。  
ロ、病害虫防除その他の施設を共同化する。特にブドウについては構築設もあり必須の条件である。  
ハ、薬剤散布、ゼン定その他の管理を協業化する。  
ニ、生産物の共販を初期から推進する。  
ボ、その他、苗木購入を円滑にし(特にタリ)栽培者の技術水準を高める。

が高度であり多額の投資が必要であるのと共に将来生産過剩になる恐れが多分にあるが市場競争に勝る優良品の生産を目標に奨励策を本年より実施する。

(1) 柿 桃 平川・杉水を通ずる谷間の緩傾斜地帯に稍適するものと思われるが晚霜の被害を受ける果樹があるので既設園に対し試験研究を行う。

(乙) かんきつ類 最も柔軟に弱い果樹として当町に於いては適しないものと思われる。実地果樹とし

ては結果あるものを見受けられる地元産とし  
て市場に出荷されるもの見られず一応既設  
園に対し試験地として委託する。

(丙) 其の他 りんご、梅、其の他については特米研究試験の結果適作であれば取入れる附記果樹振興一環として共同出荷態勢を強化すると共に組織を強化し共同防除事業等を三十六年に施行する。

年度 年 年	種別	大津町果樹増殖計画書			
		栗	ブドウ	柿	甘キツ
三五 年	八〇 反	七〇 反	二	二	其の他
三六	二〇〇	一五〇	一三	甘キツ	備考
三七	四〇〇	三〇〇	二〇	甘キツ	
三八	六〇〇	四五〇	三〇	甘キツ	
三九	八〇〇	六〇〇	四〇	甘キツ	
四〇	一一〇〇	七五〇	五〇	甘キツ	

## 木材引取税の課税を怠ると罰金です 税務課

- 一、木材引取税は素材の引取に対し立木の伐採後の最初の引取者に課税されます。
- 二、木材引取税の税率は引取価格の百分の二であります。
- 三、木材引取税は特別の場合を除く外特別徵收によつて徵收されます。
- 四、当町に於ける特別徵收義務者はすべて立木の所有者として条例で指定されていますので立木の所有者はその所持する立木に係る素材の引取者の納付すべき木材引取税を徴収しなければなりません。特別徵收義務者は素材引取後の一月の七日までに木材引取税に係る税金を納入申告書を提出同時に納入金を納入書によつて納入しなければなりません。
- 五、木材引取税の特別徵收義務者は第四項にあります通り

り納入申告書及納入金を納入する義務がありますので当然滞納処分等も直接受けなければあります。然しながら之は徵取上の特別の法的措置であつて木材引取税はあくまで最初の素材の引取者より税金に相当する額を特別徵收義務者は徵收するものであります。若し最初の素材の引取者が徴收するものが税金に相当する金額を支払わなかつた場合は法令にて前記の金額に対する償還権を発動且つ之に応じない場合は請求権に基き訴を提起する事が出来るのであります。六、木材引取税の賦稅は過少申告若くは不正行為等によっては他税に比しかねる过大なる加算税若くは料金等の制度が設けられていますので申添へておき

## 大塚円蔵氏の篤志

二月八日大津町商工会長大塚円蔵氏より御生母大塚ゾイ様の御査典返しとして

を大津町社会福祉協議会に御寄贈いたしました、ここにその御厚意に対し深謝すると共に、社会福祉事業の一層の発展に尽力致しうれしく存じます

昭和三十六年二月十五日

大津町社会福祉協議会

春の全国火災予防運動実施中

二月二十八日から三月十三日まで

例年これから先は火災の起りやすい季節であり殊に春は気象的に大火になるおそれがあるので本年も二月二十八日から三月十三日までの二週間全国一齊に防火運動を展開しますので本運動の主旨に御協力願い火災予防思想を

間は車輛の火災予防を重点におき、後期の一週間を一般火災予防運動を実施しますので、期間中消防団の行う防災検査、点検等一般家庭の御協力を重ねてお願い申上げます。

国民健康保険被保険者の資格異動整理を実施します

## 国民健康保険被保険者の資格異動整理を実施します

四月国民健康保険被保険者証の更新（つくりかえ）をしますから更新に先立ち異動整理を実施しておりますのでごとにご返送（もどし）ください（郵便（ゆうびん）にて）。

三 他市町村より転入し生活保護法の適用を受けていないもの。  
二 新に生活保護法の適用を受けた者  
一 転入転出、出生、死滅又は分家等により被保険者となり、  
誰も既存の氏名で貞節を保つないもの。  
四 又は離婚保険の資格を持つないもの。

飼い犬のことについて御注意

◎生後九十一日以後の飼い犬は毎年一回役場怪由、県へ登録し狂犬病予防注射を年二回（大体五月と十一月）実施しなければなりません。

熊本県銅い犬取締条例

(目的)  
第一条 この条例は飼い人が人畜その他に害を加えることを防止することにより社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

**第二条** この条例で「所有者」とは現に犬を所有している者を指す。

る者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ）をいふ。「飼い犬」とは所有者の犬をいう。

**第三条** 所有者はその飼い犬について、次に掲げる事項を守らなければならない。

一、飼い犬が時期、性病等により人畜に危害を  
を守らなければならぬ。

加えるおそれがある場合はけい留し又は口輪をかける等の方法で管理すること。

二、飼い犬に公の場所、他人の所有地等を脅威その他により汚染させないようすること。

三、飼い犬に公の場所、他人の所有地等を荒すような行為をさせないこと。

四、自己の占有する場所以外へ飼い犬を出すときは必ず堅固なかくさり等をつけて運行すること。

五、次に掲げる場合はこの限りでない。

イ 警察犬・狩猟犬である飼い犬をその目的のために使用すること。

ロ 人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、移動し又は運動させること。

五、飼い犬を捨てようとするときは、あらかじめ所轄保健所長に引取を求める。

(人をかんだ犬の措置)

第四条 飼い犬が人をかんだ場合は当飼い犬の所有者は、直ちにその旨を所轄保健所長に届出て指示を受けるとともにその飼い犬を獸医師に検診させなければならない。

二 人をかんだ飼い犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

三 人をかんだ飼い犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

四 犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

五 犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

六 犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

七 犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

八 犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

九 犬の所有者はかんだ日から少なくとも二週間はその犬を口輪につける等を傷つけなければならぬ。

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めること。

(以下略)

## 税金の滞納はございませんか？

課務 税

### 三月は滞納一掃月間です

「町税完納」と言う言葉は私達が何時も日常茶飯時に於て良く耳にし、口にしている言葉であります。が、さてこれが実際に違う事はなかなかやさしい。六ヶ敷い事であります。それは納稅なるものは第一に金と、認めようと。第三に金と、納めに行く足と三拍子揃つて初めて実現されるものであるからです。これは今更口にする迄もないと思ひますが、たとえ完納出来ない方でも万全の注意と心掛、努力によつて略完納に近い状態に進むことは不可能なことではないと信じます。

入れる等の措置をとるべきことを命ずることができます。

(立入調査)

第六条 知事は前条に規定する措置に関し必要があると認めたときは必要な限度において当該職員をして飼い犬の所有者の土地その他関係のある場所（人の居住を除く）に立ち入つて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

二 前項の場合において、当該職員はその身分を証明する証票を携帯し関係者の請求があつたときは、これを持続しなければならない。

(罰則)

第七条 第六条第一項の規定による当該職員の調査を正当な理由がなく拒み妨げた時は、若しくは忌避して、又はその質問に対しいつわの答をした者は料科に処する。

二 第四条第一項若しくは、第二項の規定に違反した者は第五条の規定による措置命令に従はない者は一万円以下の罰金又は拘留若しくは料科に処する。

(両罰規定)

第八条 前条の場合において法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても前条の罰金又は料科を科する。

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めること。

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めること。

本年度も愈々年度末を迎へ皆々職務と共に御多端の事と存りますが毎年日々納稅成績の向上には細心の注意と努力を払つて戴いておりますのでお陰様で昨今はその成績の上昇は目に見るものがありますけれど、尚県下郡下における大津町の示めす位置は最下位ではせんがそとの平均には程遠い現状でありますので、町当局としましては三月を滞納一掃月間と定め月間に極力、完納をお奨めし臨戸徵收を行ひ種々納稅の相談に応じ完納への道を切り開いて行く所存であります。既に大

部分の方々は完納済の事と思ひますけれど不幸にして、現在幾つかの町税金を滞納して居られる方々は或は滞納处分も考慮されますので、一人も処分を受ける様な人の

ない機会に向つて努力される事を男にお願致します。

### 所得税確定申告

## 延滞加算金の徵収

(税務課)

当町では町村合併以後町税収に際し延滞金だけを督促手数料に合せて徴収して居りましたが新年度(昭和三十一年度)からは更に延滞金も徴収する事になります。

延滞加算金は納期限後督促状を発した場合に於て発生した(延滞加算金は納期限後督促状を発した場合に於て発

当町では町村合併以後町税収に際し延滞金だけを督促手数料に合せて徴収して居りましたが新年度(昭和三十一年度)からは更に延滞金も徴収する事になります。

延滞加算金は納期限後督促状を発した場合に於て発生した(延滞加算金は納期限後督促状を発した場合に於て発

### 矢護川診療所の先生がわられました

こんどは橋口先生がわられました

昭和三十四年国民健康保険矢護川診療所開設以来、所長として勤務されていました金子定邦先生は都合により水俣市立病院に転勤となり、後任として二月一日自衛隊熊本地区病院より橋口正徳先生が赴任されました。金子先生は在任一年八ヶ月、矢護川、平川地区住民の御理解と御協力によつて立派な実績を残し、診療所の運営について基礎づけられました。

新任の橋口先生も温厚篤実な先生です、金子先生同様、御協力下さいますようよろしく御願い致します。

(厚生課)

## 旧軍人軍属等の傷病恩給請求 權の時効消滅について

旧軍人軍属等の傷病恩給の請求書の取扱については、ご承知のことと存じますが、昭和29年4月1日から施行された関係上施行後七年を経過しようとします3月31日をもつて時効となり以後は請求できないことになりますので、下記を今一度お読みいただきたく存じます。

記

請求書類の提出期限……時効による期間満了昭和36年3月31日までに県へ提出しなければなりません。

請求できる該当者

- (1) 昭和28年8月1日以前に公務罹傷者でまだ一度も傷病恩給を受けていないもので退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者で、その傷病の程度が昭和29年4月1日において第一款症、第五款症に該当するもの。
- (2) 旧軍人恩給廃止(昭和二十一年二月一日)前に第七項症の増加恩給又は傷病年金を給されていな者で旧軍人恩給廃止に伴う措置によつてこれらの恩給に相当する傷病賜金を給され、これらの年金恩給を廃止された者。
- (3) 有期恩給(5年)の裁定を受け期限満了となつたまま再審査請求をなさずにいた者のうち期限満了の日から旧軍人恩給廃止(昭和21年2月1日)の前日まで7ヶ年を経過していない者(註7ヶ年を経過たしものを除く)
- (4) 軍人恩給廃止(昭和21年2月1日)後はじめて旧軍人恩給廃止前の増加恩給第7項症又は傷病年金に相当する傷病賜金を給された者。

厚生課

# 養老院日記

三六、年月日記

事

室町三丁目南部認殿よりタバコを寄贈する

大津婦人会殿より小餅を寄贈する

大津婦人会殿より小餅を寄贈する

町会議員選舉全員大願寺投票所にて投票する

伊藤マチ八十一才(大津)老衰にて死亡、通夜

片平小松屋より花環を寄贈する

益城町民生委員二〇名祝祭見舞金を贈らる

本町四丁目大塚チヨミ殿より花環を寄贈する

故伊藤マチ葬儀、火葬

故伊藤マチの骨格い、親族に引渡

室町二丁目岩本武毅より「しょいのみ」を寄贈する

一月分扶助費を支給する

チリ紙、石鹼を支給する

故伊藤マチ初七日(速夜)法要

人吉市福祉事務所長外一名視察、

看護を要する者三名を静養室に移す

一部の居室替を行ひ

岩下源藏(灰塚)入院

上原内斎藤益雄殿より梅干を寄贈する

井藤豐熙 同ゼイ(菊陽村)入院

岩坂婦人会殿(○名)慰問、卵及菓子を贈られ舞踊を披露する

灰塚婦人会殿(三)名慰問、甘藷及野菜類其他を贈らる

大津町民生委員監査役より松、黄楊、つづじ等庭木數十本を採取して寄贈されたので定植する

本日現在在院男四名、女三名計四名、健在

右記慰問及篤志の方の御芳情に対し厚く御申上げます  
供しますので御忘れなく閲覧下さい

## 固定資産課税台帳の縦覧を願います

昭和三十六年度固定資産課税台帳を左記の通り縦覧に

一、期日 三月十九日 十時より  
二、場所 大津小学校講堂  
一、プログラム  
1、開会 2、小学校のコテキ隊  
3、労賃(紅、白、歌合戦)  
4、肥後にはか(ぱつてん組)

## 労働講座の開催

二月十九日 労賃レクレーションが行われます

大津町では始めてのところとして、大津町、大津

商工会大津地歴、県労政の共催により毎日、汗して仇  
いて居られる、大津町在住の勤労者、及事業主の方々  
の慰安と、融和を計る為に左記によりレクレーションを行  
う事になりましたので多数のお参加をお願ひします

(入場無料)

一、期日 三月十九日 十時より  
一、場所 大津小学校講堂  
一、プログラム  
1、開会 2、小学校のコテキ隊  
3、労賃(紅、白、歌合戦)  
4、肥後にはか(ぱつてん組)



五

熊本市南千反烟町三三  
本兒童相談所

直接施設にはいられません。  
相談所を通る必要がありますので、何事によらず児童の  
問題相談に応じています。

四、施設の状況

- (5) [1] 家庭環境にめぐまれない児童についての森護相談  
     精神上、身体上の欠陥にもとづく問題についての  
     相談。  
     (2) [3] 問題行動（反社会的行動）児についての相談  
     (4) 教育、しつけ上の相談

何事によらず子供の問題についてはご相談をうけ  
     下さる。

(6) 里親、保護受託者（職親）になるには。  
     最寄りの児童委員（民生委員）福祉事務所に申出  
     されるが直接児童相談所に申出られると手続をとつて  
     差し上げます。  
     申込書　児童相談書—児童福祉審議会—登録—

お子がまと一線にこ来所下せ、

# 今年こそ町内から

## 暴力を締めだそう

最近大津署管内において、いわゆる連隊による暴力事犯が目立ってきております。

警察としましては暴力事犯につきましては、その大小を問わず徹底した取締りを行つております。今後も一層取締りを強化していく方針をとりますが皆さんのご協力がなければ充分な成果をあげることは困難であります。

従来の例から申上げますと、暴力事犯の被害に罹つてながら後難を怖れたり、また直接自分に関係がないからとの考へから、見たり聞いたりして届出られなかつた人もあるようです。

こうしたことなどが益々連隊による暴力事犯をばびこませる大きな原因となつておりますので町から暴力を追放せます。

「次に大津署管内過去三年間の犯罪発生検挙状況は別表の通りとなつていて兎悪犯や粗暴犯が目立つております」

する…という大きな立場からしても警察に届出で協力を下さるようお願いします。

勿論協力された方については相手に名前が分らないように秘密にしており、また迷惑がかかるないよう特別の配慮を講じますので決して心配されることはありません。「買いたくもない品物や興業前売券等を無理に買わされたり、弱身につけ込まれて金や品物をおどし取られたり或いは特別な理由がないのに暴力を振れたり」等されて暴力の被害を受けられたときはどんな少しことでもご遠慮なくすぐ警察に届出で下さい。

そうして皆さんと警察が協力して取締りを根絶させる大きな力になるものです。

## 刑法犯発生検挙状況

罪種別	昭和33年		昭和34年		昭和35年	
	発生件数	検挙	発生	検挙	発生	検挙
兎悪犯(強盗犯)	8件	7件	18件	18件	3件	3件
粗暴犯(暴行犯)	106	107	162	175	136	138
盜犯	253	101	285	225	237	193
知能犯	56	47	74	88	46	47
その他	59	57	74	79	54	50
計	482	319	613	585	476	431

## 少年事件検挙状況

罪種別	昭和33年		昭和34年		昭和35年	
	検挙人員	検挙人員	検挙人員	検挙人員	検挙人員	検挙人員
兎悪犯	6		1 1		1	
粗暴犯	1 7		3 2		2 1	
盜犯	3 6		1 5		1 1	
知能犯	1		0		0	
その他	1 0		3		9	
計	7 0		6 5		4 2	